

山形県警察の警備実施に関する規程を次のように制定する。

平成 13 年 9 月 13 日

山形県公安委員会

委員長 水戸部 知巳

山形県公安委員会規程第 4 号

山形県警察の警備実施に関する規程

山形県警察における警備実施については、警備実施要則（昭和 38 年 11 月国家公安委員会規則第 3 号）の定めによるほか必要な事項は、山形県警察本部長が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。